君津市地域防災計画の改訂概要等

1.背景・趣旨

前回の改訂(令和3年3月)以降、令和3年7月豪雨等、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正及び国の防災基本計画並びに千葉県地域防災計画の修正が行われている。



激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、関係法令の改正 や千葉県地域防災計画の見直し等を踏まえ、君津市地域防災計画 の改訂を行う。

2.改訂概要

1 災害対策基本法の改正によるもの

◎ 避難勧告・避難指示の一本化などの避難情報の見直し

「避難勧告・避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化され、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」、「災害発生情報」が「緊急安全確保」に変更されたことを反映。

 【該当箇所】
 風水害編
 全般

 震災編
 全般

◎ 個別避難計画作成の明記

個別避難計画の作成が努力義務化されたことにより、個別避難計画の作成や個別避難計画情報の利用及び提供等について明記。

【該当箇所】 風水害編 第1章 災害予防計画 第8節 要配慮者の安全確保対策 震災編 第1章 震災予防計画 第7節 要配慮者の安全確保対策

◎ 広域避難に係る対応の明記

災害が発生するおそれがある段階での避難者の受入等について明記。

【**該当箇所**】風水害編 第2章 災害応急対策計画 第**14**節 応援協力・派遣要請 震災編 第2章 震災応急対策計画 第**13**節 応援協力・派遣要請

2 災害救助法関係の制度改正によるもの

○ 緊急修理の創設

ブルーシートによる応急処置等、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が新たに創設されたことに伴い、応急修理の1つとして明記。

【該当箇所】 風水害編 第2章 災害応急対策計画 第12節 生活救援対策

震災編 第2章 震災応急対策計画 第11節 生活救援対策

◎ 災害ボランティアセンターの経費に対する災害救助法の適用

災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務に係る経費が 災害救助法の国庫負担の対象となったため、市が委託するボランティア活動の調整事 務に必要な人件費、旅費等を記録し、県に請求することを明記。

【該当箇所】 風水害編 第2章 災害応急対策計画 第14節 応援協力・派遣要請

震災編 第2章 震災応急対策計画 第13節 応援協力・派遣要請

3 千葉県地域防災計画の修正によるもの

◎ 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化

要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要な場合、安否 不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めることを明記。

震災編 第2章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達計画

【該当箇所】 風水害編 第2章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達計画

◎ 盛土による災害防止に向けた対応の明記

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うことについて明記。

【該当箇所】 風水害編 第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害予防計画

○ 避難所における食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、 食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努めることを明記。

【該当箇所】 風水害編 第2章 災害応急対策計画 第8節 避難計画

震災編 第2章 震災応急対策計画 第7節 避難計画

君津市地域防災計画の改訂概要等

4 君津市防災アセスメント調査報告書の反映

地震被害想定の更新

令和3年度に実施した防災アセスメント調査を基に、「千葉県北西部直下地震」の 予測被害量等を更新。

【該当箇所】 総則編 第1章 総則 第4節 地震・津波・風水害の想定

◎ 津波被害想定の明記

津波の被害想定に係る記載が不十分だったことから、津波が発生した際の被害棟数 を明記。

【該当箇所】 総則編 第1章 総則 第4節 地震・津波・風水害の想定

◎ 風水害被害想定の明記

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のデータを基に、 風水害発生時に予測される被害量を明記。

【該当箇所】 総則編 第1章 総則 第4節 地震・津波・風水害の想定

◎ 備蓄目標の更新

被害想定等を踏まえ、備蓄目標を更新。

【該当箇所】 風水害編 第1章 災害予防計画 第6節 防災施設・救援救護体制整備計画

震災編 第1章 震災予防計画 第4節 防災施設・救援救護体制整備計画

5 南海トラフ地震情報発表時の対応

◎ 南海トラフ地震に関する情報の発表時の対応について明記

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことにより、社会的な混乱が発生することが懸念されるため、その影響等を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応を定めた。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは注意配備を、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは第3配備(災害対策本部体制)をとり、事前避難(自主避難)等に係る対応を行う。

【該当箇所】 震災附編

※「東海地震に関連する情報」の発表が行われなくなったため、東海地震の発生等に 備えた対策等を定めた「東海地震の周辺地域としての対応計画」を廃止。

6 庁内体制の強化

◎ 配備基準の見直し

県の基準に合わせ、特別警報を災害対策本部の設置基準としていたが、市の運用に は合わないことから、早期に災害対策本部体制に移行できるよう配備基準の見直しを 実施。

また、令和5年2月1日から、長周期地震動階級の3以上が予想される地域に、緊急地震速報が発表されるようになったことを受け、長周期地震動階級の3以上が発表された場合の配備基準を追加。

【該当箇所】 風水害編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 【該当箇所】 震災編 第2章 震災応急対策計画 第1節 災害応急活動体制

◎ 平時の準備について明記

各班の分担任務について、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努める旨明記。

【該当箇所】 風水害編 全般

震災編 全般

7 その他の修正

○ 組織改編に伴う名称変更等を反映

【該当箇所】 本編全編

3.スケジュール

・令和5年11月6日 防災会議

・令和5年11月15日 議会報告

· 令和5年11月16日 自治会回覧

・令和5年12月1日 広報きみつ掲載

・令和5年12月8日 まちづくり意見公募手続開始・令和6年1月9日 まちづくり意見公募手続終了

・令和6年2月 防災会議委員に対する書面報告

・令和6年2月 議会報告

・令和6年3月1日 結果及び最終案の公表